

林政ジャーナル

日本林政ジャーナリストの会

2019年
8月1日

No.60



基調講演

「森林環境税による新たな森林・林業政策の方向性

～総務省森林環境税検討会委員の立場から～」（東京農工大学大学院教授 土屋 俊幸 氏）…………… P.2

日本林業協会・日本林政ジャーナリストの会 共同発表

「新たな森林管理システムと森林環境税について」（林野庁国有林野部長 小坂 善太郎 氏）…………… P.9

記者ブログ

地道な取材の重要性を思う国有林の管理運営について（篠原 宏）…………… P.15

ラオス間伐ツアー

ラオス間伐ツアー（今藤 洋海）…………… P.16

秩父市共同取材

秩父市共同取材に参加して（上河 潔）…………… P.18

秩父の【木育取材記】（古川 興一）…………… P.20

多摩市共同取材

東京の森、奥多摩訪問記（米倉 久邦）…………… P.22

奥多摩共同取材に参加して（上河 潔）…………… P.24

定例研究会

「緑」成長産業への条件——林業白書に盛られた期待と不安（滑志田 隆）…………… P.26

白書に現れた「森林サービス産業」への期待—森林環境に無限の可能性を夢見る—（古川 興一）…………… P.28

取材ノート

建基法改正で木造建築に追い風（沖永 篤郎）…………… P.30

日本林政ジャーナリストの会 第40回定期総会 (BBB)

2018年3月20日 (火)
日本記者クラブBホール

基調講演

「森林環境税による新たな森林・林業政策の方向性
～総務省森林環境税検討会委員の立場から～」

東京農工大学大学院教授 土屋 俊幸 氏

私は総務省での森林環境税の検討会（森林吸収源対策税制に関する検討会）の委員をしていた。その立場から森林環境税とその後に続く様々な動きを見てみたいと思う。森林環境税自体は、2016年12月の与党の税制大綱で、「森林環境税を平成30年の税制改正に向けて結論を得る」とあり、ここから始まっている。

我々は与党ではなく、政府の組織であり、政府は与党の方針を基にして、この税の検討を始めたことから、森林環境税の是非ではなく、森林環境税をつくるならどういうものにすればいいかということを議論した。森林環境税そのものに反対する論者はメンバーにはいない。メンバーは、地方財政審議会の下、会長を含めた常勤の5人の委員と、地方財政や税制など税の専門家を中心に、全国知事会、市長会、町村会など地方レベルの代表者から構成されていた。森林に関係している委員は私だけだった。

森林・林業の実態や問題点についてここでは議論していない。林野庁の計画課長らが出席、林野庁サイドからの説明はあった。森林環境税をどうやって組み立てて、どう徴収し、どう配分するか、という極めてプラクティカルな議論が行われた。

この前提となるのは2016年の森林・林業基本計画。育成単層林、育成複層林、天然成林が、人工林とか天然林とかの区分はしていないので分かりにくい。育成単層林は現在は1,030万ha、ヒノキやスギの針葉樹、人工林と考えていい。これを100年後の最終的

な目標で660万haまで落とす。針葉樹の人工林は4割くらいは減らすというのが今の基本計画だ。では、その分をどうするかというと、そのかなりの部分を育成複層林にする。少し自然に戻していく。現状では100万haしかない育成複層林を680万haまで増やしていく計画だった。育成単層林から育成複層林、つまり今までは主に木材生産のための人工林として育ててきたものを自然に馴染んだ形にしていく。そもそも単層林から複層林にしていくというのは条件が悪くて木材生産がしにくい所。そこを持っている森林所有者には、その転換を行うモチベーションがない。ではどうするか。その方法の一つが森林環境税的な考え方で、そこに税金を投入して何とかしていこうというのが、これは森林の側としても考え方としてあったのではないかと思う。

森林吸収源対策が税の出発点

育成単層林1,030万haを680万haに減らすと、その間の差が350万haあり、ここをどうしていくか。公益的機能の発揮という役割を担う形をどうやってつくっていくか。これが課題になったというのが今回の森林吸収源対策税制に関する検討会の一つの論理だった。主に税制や財政の専門家の方はこの論理でこれから（森林環境税を）つくっていこうということになったのだと思う。森林吸収源対策ということだから地球温暖化対策がもちろん入ってくるし、最近は様々なところで災害が起きており、国土保全



森林環境税について基調講演する
土屋 俊幸東京農工大学大学院教授

という意味での森林の役割がかなり議論されているところだ。直接森林に関わらない方でも森林というのは様々な公益的機能を担うために必要だということとは認識している。そこで、もしも森林の整備が上手くいってないのであれば、機能を十分発揮させるために、何らかの措置をとるということは、かなり公共性、公益性があるのではないか、ということがこの税の目的のバックグラウンドにある考え方だ。経済ベースで森林経営が可能な森林は対象としないということにもなる。

既に 38 府県市が森林環境税実施

いわゆる森林環境税は、今 37 府県と横浜市の 1 市にある。東京都や北海道にはない。超過課税という形で住民税に賦課したり、法人住民税にも賦課したりしているが、高知県で始まった 2003 年度以来、どんどん増え、38 府県市が森林環境税を実施している。新しく住民から広く取る税金をたてることに対して様々な議論が行われていて、どこの府県も押しなべて非常に透明性を求められた。税金がどう使われ、どんな効果があるのかについて常に提示を求められる。さらに見直しを求められる。具体的には、大体 5 年ごとに見直していて、高知県でも 3 回目の見直しをした。それと用途の公表。神奈川県の場合は、県民会議があり、そこが綿密な検証を行う。普通の税に比べ都道府県や市の森林環境税はかなり住民の監視を受けている。そう捉えた方がいい。

今まで前提を述べていたが、検討会の議論の中で繰り返し出ていたのは府県の森林環境税、超過課税の森林環境税がバッティングしない形を望む意見だった。つまり別の言い方をすると、地方自治体の森林環境税が成功して国民に受け入れられたので、今度は国レベルでの森林環境税の創設に至ったわけだから地方の森林環境税の邪魔をしてはいけないのではないか。

もう一つは、今回の森林環境税は市町村に主に管理を担ってもらおうというのが趣旨で、これが前提となっている。しかし、市町村への過剰な負担を避けることは大事ではないか。市長会の代表の方が再三述べられていたが、多くの市町村は森林関係の職員が非常に少なく、税金が来てもそれに上手く対応できるかどうか。非常に問題があることが度々議論された。この 2 つが様々な設計の議論の成約条件になったと考えている。

税の徴収の仕方については、府県の森林環境税と同じように住民税に対して、一人当たり 300 円から 1,000 円くらいの間で、上乗せするという形になっていた。それと同じような形が初めからモデルとして想定されていた。そうして徴収された税をどう使っていくかという用途をめぐることは、二つの思想的議論があった。一つは新しい税をつくらせて国民に税負担を強いるのだから、そこでの用途は、もともとの目的に沿ったストレートなものであるべきだ。この場合だと、森林の整備が遅れていて公益的機能が損

なわれているから整備が必要だという用途に限定すべきだ。具体的に言うと、人工林の整備ができていない森林の間伐に限定すべきだという国側の議論だ。それに対して市町村の実施力、実行力を考慮して使い勝手の良い用途をという考え方。市町村の方では、税金のお金が来たから人工林の管理・整備の遅れているところの施業の実施をしるといってもなかなかできないだろう。すぐできるような様々な使い道への工夫が必要ではないかというのが地方側の意見だった。

この2つの意見は、各委員の専門や出身母体に関係なく、個人の意見として述べられていた気がする。どのへんで落ち着いたかという点では、都道府県に配分して市町村を支援させるというのは、市町村がなかなか難しいのではないかという議論の中で都道府県にも配分してということが出てきた。どちらかという税の目的に沿った用途に限定すべきという意見よりは、使い勝手のいい用途に広げていこうといった議論の方が強かったというふうに思っている。

最終的に用途はどうなったかというと、検討会の報告書は分かりにくい形になっている。私の受けた感じでは、私有林の人工林の整備というのは、国有林や都道府県、市町村がもつ公有林については、国のおカネやほかの税金を使ってやればいいので、それはここでは補助の対象にはしない。補助の対象は私有林、しかもここで求められているのは人間が植林してつくった森林なのだが、その整備が遅れてしまって公益的機能

が落ちているのが問題なのだ。それを整備するということだから人工林でしょということで、私有林の人工林の整備ということが、一番のダイレクトな使い方になる。

それだけで行くべきだという議論もあったが、実際には例えば市町村の専門性が難しいという議論もあり、人材育成という形で専門家や実際に地域の森林所有者の方たちと議論や説得ができる、そういう事態が必要だろうということで人材育成、それから人材育成にもかかわるが、様々な住民の方やそれから納税者の方々に対する普及も重要だろうからその分も当然含める。針葉樹だけでなく広葉樹、つまり天然林の方も森林吸収源という意味では重要な役割を担っているの、そちらも含めようとの議論が大勢だった。

大都市にも配分

木材利用、出てきた木材を公共施設にはたくさん使おうという法律（公共建築物等木材利用促進法）ができて、進んでいる。木材利用の促進は、他の税金（地球温暖化対策税(排出源対策)）であるのでだめだろう。それから大都市への配分も実はあまりよくないのではという議論が一般的だった。税金は、大都市から来るのが多いのだが、大都市に戻ってしまったら大都市には人工林がないから意味はないだろう。ここで重要なのは地域内に限定せず、国全体として森林の整備を考えるために、それに必要な税額を全国民から広く取るのが趣旨なのだから大都市に直接金銭の配分がなくても様々な恩恵は受けているはずだから配分する必要はないという議論が強かったように思う。

現実にはどうなったかというと、我々もびっくりしたが、与党税調で昨年（2017年）の12月に決まったが、その中で大都市にも配分することになった。人口比で全体の600億円の3割を分けることになった。大都市にもかなりの税金が行くことになった。

さらに用途として木材利用の拡大がメ



ニューに入った。大都市とも関連していて、大都市の場合はほとんど人工林がないので、そこで何か税金を使うとすると、木材利用の話になる。

大都市で様々な木材利用が進むのは、森林吸収源対策になるが、もともとの税の趣旨とはずれてしまったのは否めない。

以上まとめると、森林環境税は、平成31（令和元）年度から施行される。いったん森林環境税として国に吸い上げて、国からもう一度、森林環境譲与税という形で市町村に直接下りてくる。ただし、森林環境税の徴収は平成36（令和6）年度からだ。その前はそれを前借りする形で森林環境譲与税が譲与される。最終的には、その内の1割は都道府県に入る。都道府県は市町村の支援のために使うことになる。

ここからは徴収した森林環境税などを基にして、それをどう使っていくのかという新たな森林管理システムの話になっていく。

ちなみに、林政審は「新たな森林管理システム」についてはほとんど議論していない。2017年10月なのでまだ法案の内容が決まっていない頃に1回は林政審で説明が行われて、短時間の質疑があった。「新たな制度の導入について特段異論はなかった」という議事概要が出ているが、この1回だけだった。

新たな森林経営管理システム

「新たな森林管理システム」の方の基幹の部分は森林経営管理法という新しい法律をつくってやることに最終的になった。森林経営管理法では、森林所有者の森林管理の責務というのが法律の中に位置付けられて、所有者に森林管理の責務があるので、森林管理の責務を負いきれない、そういう森林所有者の方からは市町村が預かって、経営管理権を設定、市町村に経営管理権を移して市町村が森林を集積する。そのうちの林業経営が可能な森林については、意欲と能力のある林業経営者もしくは林業経営体へ集約していく。片方でそれにはなじまない部分、つまり条件が悪い森林については、市町村が引き続き管理していき、一部は人工林として維持していくし、できない部分は針広混交林化、複層林化を図っていく。ここに支援していく。森林環

境税を集めてそれを分配する森林環境譲与税の方は、市町村による人工林管理と県による支援に使う。

こういう形で市町村が地域の人工林の管理をしていくのがここでのスキームだ。意欲と能力のある林業経営者は、集積した結果、そこで収益が生じると、その収益は最終的には森林所有者にまでたどり着く。但し、収益はそこまでいかないのではという疑念もなくはない。

公有林は関係ない。私有林の方が主な対象で、そのうちの元から林業経営が行われているところについては今回、対象ではない。天然林も対象にならない。ここで対象になるのは、人工林のうち上の3分の1が今も林業経営が行われていると仮定すると、後の3分の2については今のところはあまり意欲のない森林所有者に所有されていると想定されていて、そのうちの半分については、市町村から林業経営者・林業経営体の方に移譲されて林業経営として集積されていく。もう片方の育成条件不利地域については、今回、森林環境税を使って整備しようというスキームになっている。

問題点をいくつか挙げてみたい。森林環境税というのは地球温暖化対策や森林資源政策の必要性から生まれた。かなり公益性の強い政策だ。一方、森林経営管理法は、規制改革推進会議で議論されたように成長政策、規制緩和政策の流れの中で林業の成長産業化を目指したものだ。森林環境税という公益性の発想の強い税金と森林経営管理法というかなり成長政策的な色彩の強い部分が一つの制度として合体されている。相当のギャップがある感じだ。林野庁の方も苦労されてこのギャップを埋める努力をされている。

個人の財産権侵害の懸念

個人の権利の財産権侵害の懸念が言われている。経営管理権、これは森林所有者から市町村に権利をまとめるわけだが、そこで経営管理権を設定して普通の場合に比べると、かなりスピードをもって集積ができるようになっている。さらにそれを意欲と能力のある林業経営体にあずけてそこが経営していくためには経営

管理実施権を設定することになっている。

こういった経営管理権の設定というのが国民が持っている財産権を侵害する可能性があるのではないかという懸念がかなり言われた事実はある。よく見ておかなければならないのは、行政としても気を付けていることは気を付けていて意向調査をしっかりとやって同意を得なければダメなわけで、同意を得られない場合は勧告を出して森林所有者に意見提出を求めてそのうえで最終的には都道府県が裁定を下すという形で経営管理権を設定するというややこしいステップを踏まないと経営管理権が設定できない形にはなっている。ただし、このステップの実効性を含めてこれをどうとらえるかというのは論者によって違うのではないか。これについては様々など意見があると思う。

「意欲と能力のある林業経営者」の選別に対する懸念では、市町村が集めた森林所有者はあまり経営に意欲を持っていないケースが多い。これを預ける相手というのはしっかりした森林経営者でないと困るということで、それぞれの県において意欲と能力のある経営者のリストアップをしてこの人たちに市町村が預けていくことになる。

「意欲と能力のある」林業経営者という言葉が使われたのは、「森林・林業再生プラン」が初めてだ（「意欲と能力を有する者」）。私もこれにかかわったので、この言葉を作るのには大変苦労したのでよく覚えている。今回これがクローズアップされた。意欲と能力のある林業経営者の中には当然森林組合も入っている。森林組合が意欲と能力のある林業経営者のリストアップの中でもともとすると埋没してしまうのではないか、生き残れるのかどうかというそういう議論もされた。

集積した森林については、林業経営者がそれぞれ独自の能力や意欲、資金力、もちろん補助金も入るが、経営で収益を出していく。森林を所有した経営者があ地域で果たして持続的な森林管理を行うインセンティブが本当に在るのだろうか。伐り逃げではないにしても伐った後、しっかりした管理をしない不正が行われる可能性があるのではないかという意見も出た。

やってみないと分からないこともあるが、そうした議論があったことも事実だ。

市町村が果たしてここで期待されているような実行力や、それぞれの地域に合った企画力を持っているのか。1,000ha以上の私有林人工林を持つかなり大きい市町村でも林務担当職員は0.何人というケースがほとんどという調査が出ている。そうした中でどうやってできるのか素朴な疑問として残る。これも多くの論者が述べていた。

都道府県の森林環境税との棲み分け

もう一つは都道府県の森林環境税との棲み分けをどうするか。都道府県の森林環境税は319億円ある。国の方は600億円超で、その半分くらいはある。都道府県の森林環境税もこれからも生きていくのか。一部では県議会の中で厳しい意見が出ているとも聞く。5年ごとに見直しをしている都道府県の森林環境税は、国税の森林環境税の成立を乗り越えて、今年見直しを行い、税の継続を決めている県もあると聞く。この先、今と同じような形で残るのか、かなり分からない部分がある。残るとしても棲み分けは必須だろう。神奈川県は厳しい。40億円も財源を持つ。一番奥地の水源地の人工林の整備をたくさんお金を使ってやっている。かなりバッティングすると神奈川県の人から聞いている。

これからの森林・林業・山村はどうなっていくのか。これからは非常に感覚的なことを述べる。一つは、これは最後のチャンスだろうと多くの人からも言われている。今回の形で政府の中でこうした税が必要だとして総務省も巻き込んで行われるような形は、これまで様々な布石はあったにせよこの先はもうないだろう。つまり森林管理に特化した地方税源が600億円以上も今後新たに追加されることなどありえないだろう。

市町村が単独でやるというのは、これまで林業振興にかなり実績のある限られた市町村を除いては、限界があることは見えている。人的資源が絶対的に不足、人がいてもその専門性がかなり問題があるだろう。今



日本林政ジャーナリストの会
第 40 回定期総会基調講演会風景

回に関していうと、専門性もかなり必要。それぞれの市町村の地域特性に合わせた形で様々な対応をしなければいけないので、ここは重要な問題だ。

森林管理に補完性原則の導入を

市町村が地域の森林管理の主役になれるのか。多くの方が違う意見を述べられるかもしれないが、私はここで補完性原則を出してみた。補完性原則というのは、EU では良く言われるが、地域の一番近い所でできることはまず地域でやる。地域でできないことは、もう少し広い場所でやっていい。それでもできないときは、より広域へとやっていき、できないところは国、できないところは EU でやるといった形でまずは、一番近いコミュニティでできることから優先して考えていくやり方というのが補完性原則である。それからいくと実は森林管理というのは市町村がやるべきことなのか。もう 1 回議論してもいいのではないかと考えている。つまり補完性原則からいくと、一番基礎のコミュニティのちょっと外側でやってもいいのではないかという気がする。ヨーロッパの場合だと、州だとか、もしくは国に準ずる公社とか、国が直接やるとか、けっこう森林管理の場合には直接かなり上のレベルの補完性原則からいくと外側の主体が直接、私有林の管理にかかわっている場合が多くある。もちろん、市町村もかかわるが、他の土地管理と比べると、かなり森林の特異性がある。市町村よりも広域の公共性を持った管理主体と

というのがここでは生きているわけで、今回の白書で新たな森林管理システムについての議論の中でオーストリアが出てくる。オーストリアはドイツ語圏で、ドイツとスイスの真ん中にあり、似たような制度を持っている。ちょっと広域の公共性を持った管理主体、フォレスター、森林技術者によって担われている。そういった形も考える必要があるのではないか。現実には市町村にお金が下りてきて「市町村がやりなさい」と言われても実際にはなかなかできないとすると、様々なやり方、例えば協議会で複数の市町村と県の出先機関や広域の森林組合、民間の事業者などが集まって議論する中で、これがだんだん成長して管理主体化を目指す方向もあり得るだろう。それから広域連合、一部事務組合といった地方自治法上の一部の業務として市町村が固まって森林管理の業務については、こうした組織で行うこともあり得ないことではない。

それからこれは想定されていることだが、市町村から都道府県への業務委託の形で、事実上、県の出先機関がかなり中心を担う形から発展することも可能ではないか。林野庁は当初、想定していたようだが、民間事業者が複数の市町村ぐらいの規模のところにあってそこが市町村から業務委託を受けて、民間の地域管理主体ができてくる形もあるだろう。全体でみると、「主体化」という言い方をしているが、市町村より大きい単位での管理主体が形成される可能性はないのだろうかということをここで言いた

かった。

先ほど少し述べたが、市町村に森林所有者から経営管理権を設定するということで、森林所有者の自主的な経営権というのは、移譲することになっている。こうした方向性に対して大きな問題点があるという議論が先ほどご紹介したようにある。必ずしも皆伐を行わない形や間伐だけを主に行う形では、一時期伐採をやめているような場合でも意欲のある森林所有者はいるわけで、そうした場合は市町村が的確に判断して経営管理権の設定を行わない形を考えるべきではないか。そうすると先ほどの制度の中でいうと意向調査だとか、勧告、裁定を相当慎重にかつ丁寧に行わなければいけないわけで、それが担保されているのかという問題はある。ここでは深い専門知識と高いコネクション能力がないと、なかなか丁寧に慎重な公正なことができないので、今の現状でこれがややもすると、強硬突破的に行われる危険性がある。

意欲と能力のある林業者の育成が急務

意欲のある森林所有者をこれから増やしていかなければならない。意欲と能力のある林業経営体に頼らなくても、小さいながらもしっかりとやっていくという森林所有者を増やしていかなければならない。そうでないと市町村の負担が大きすぎて、やっていけなくなる。ある意味でこうした人たちを意識的につくっていく必要がある。

これは平成36（令和6）年からということだが、35年までは震災復興税が1,000円徴収になっていた、それが切れて今度は我々の関係する森林環境税が徴収になる。つまり非常に重い税であることだ。これは精神的な話で申し訳ないが、無駄遣いはあつ

てはならないというのは肝に銘じるべきだと思っている。

先ほど批判的に言ったのだが、与党の「決断」によって使い幅が広がった。大都市もそれなりの財源を持つことになった。多くの市町村で何らかの形で財源のプラスがされた。どう使うかについてはかなりの部分が市町村に任されている。ところが市町村の現在の状況からは、こうしたときの工夫はすぐにはちょっと出てくるかどうか、危ないところではある。

市町村、あるいは市町村のグループの活動の評価が問われる。地域振興をどう図っていくのか。これまでも地域づくりとか、地域振興ということがずっといわれてきて、そこで市町村の実力が問われてきた。お金はきたけれどもそれがどうなっていくかについては、やはり注視し、見守っていく必要があると考えている。

最後になった。これまでにない政策制度の壮大な実験がこれから行われようとしている。今回、森林経営管理法の中にも「5年後の見直し」が書かれている。見直しをかけていくことが重要で、様々な関係者や国民の意見を遅くはないので聞き取り、始まったことについては深いモニタリングを行って問題点の洗い出しなどを行いながら前進していくことが必要なのではないか。

最後だが、監視とか検証はジャーナリズムの使命だと思っている。こうした監視と検証は林政ジャーナリストの皆さんにも当然、ぜひやっていただきたい。もちろん研究もそうだが、林政ジャーナリストの皆さんにも頑張ってこの一大実験について様々な検証や監視を行っていただければありがたいと思っている。

（まとめ・上松 寛茂）

土屋 俊幸（つちや・としゆき）氏 プロフィール

1955年生まれ、東京大学農学部林学科卒、同大学院農学系研究科博士課程単位取得満期退学。農学博士。農林水産省林業試験場（現森林総研）北海道支場研究員、岩手大助教授などを経て現在、東京農工大学 大学院農学研究院 自然環境保全学部門 教授。専門は林政学（自然資源管理論）。

日本林業協会の林活地方議連全国会議総会・林J 7月定例研究会が合流

2018年7月23日(月) 霞が関ビル・東海クラブ

「新たな森林管理システムと森林環境税について」

林野庁森林整備部長(当時・計画課長) 小坂 善太郎 氏

森林には国土の保全や地球温暖化防止、木材供給など様々な多面的機能がある。このように、国民生活に様々な恩恵をもたらすことから、森林環境税は国民の皆様にもご負担をお願いすることとされた。国民の森林の働きに対する期待は非常に高いと言える。但し、この機能をきちんと発揮させるためには適切な森林の整備や保全を行うことが必要だ。例えば、地球温暖化防止では日本の2020年の温室効果ガス削減目標を3.8%減らす、このうち4分の3近くを森林の吸収によって賄うということを

政府として決めている。森林吸収量としてカウントするためには国際ルールがある。どんな山でも多少なりとも森林は大気中のCO₂を吸収してくれるが、国際的ルールでは持続的に手入れをし、適切に管理した森林についてのみ吸収量をカウントしてよいということになっている。間伐をやらずに放置している山は当然、機能は下がる。それだけでなく、ルール上、吸収量としてカウントできない。カウントするためにはきちんと間伐をしなければならない。適切な管理が進まないと、目標が達成できない。国際的な信用も低下するし、その穴埋めにはさらなるコストがかかる。国民全体にも影響する。

次に国土保全の機能。30年の4月豪雨で西日本を中心に甚大な被害が発生している。去年も九州北部豪雨、あれは流木災害が非常に顕著だった。温暖化



森林環境税・森林経営管理法について講演する小坂善太郎林野庁計画課長(当時)
現・森林整備部長(東京・霞が関ビル・東海クラブで 2018年7月23日)

の影響で雨の降り方が変わったこともあって、毎年のように山地災害が発生している。これを軽減するためにも適切な森林整備が必要だ。森林整備をやるのが都市部を含む住民の生命、財産をき損するリスクの高まりを軽減する。このためにも間伐を進める必要がある。

戦後、先人が築いてきた1,000万haの人工林の大半が50年生を超える利用可能な森林になりつつある。人工林資源だけで毎年7,800万m³増加している。我が国の木材需要は7,000から8,000万m³だから、優に人工林で我が国の需要がほぼ賄えるだけの資源はできてきている。そのおかげで平成14(2002)年に19%まで下がった木材需給率は2016年には35%と上がってきた。いい兆しだが順調にいくのかというと、様々な課題がある。

零細、分散、小規模、価格低迷…

我が国の森林の所有形態は零細で分散し、小規模な所有者が多い。木材の価格、山元の所有者に入ってくる立木価格は昭和 55（1980）年がピーク。スギが当時 2 万円を超える値段だったものが、2,800 円と 10 分の 1 にまで下がった。小規模な所有者の方にとってみれば山自身の財産価値が下がって、経営の魅力が低下する。そうなってくると、関心がなくなって放置する。これが現在の状況だ。

また、不在村者保有の森林は 24% であり、地元におられない方々の相続人では森林を所有しているか否かも分からなくなっている場合も多い。地籍調査でも登記簿上の所有者に現地調査の通知を郵送し、到達しなかった林地の割合は 25.6% だった。はがきを送っても返ってきてしまうのが実態だ。宅地や農用地を含む土地全体では 20.1% で、林地の割合が高い。地籍調査でも林地の進捗率は 45% と、まだまだ進んでいない。資源があっても実は所有、境界といった問題で手が出せない状況になりつつあり、このまま放置すれば国土保全も危うくなると考えている。

山の木を伐る素材生産業者とか、森林組合等の林業経営者の皆さんにアンケート調査をした結果では、経営の規模拡大の意向をお持ちだ。しかし、意欲があっても事業地の確保が困難だとか、所有者の皆さんが山に対する関心が薄く働き掛けをしても相手にされない、路網が整備されていない等の問題もある。やる気のある人はいるので、こういう人たちにつないでいくことが重要だと捉えている。

これから我が国の森林をどうするかという森林整備の方向性は、森林・林業基本計画に記している。森林の 4 割、1,000 万 ha の人工林のうち、条件が良く林業経営に適した森林が 3 分の 2 くらいある。それについては林業活動を支援して循環利用により整備していく。自然条件や社会的条件が不利な残りの 3 分の 1 の森林は、市町村等の公的主体が間伐を繰り返して針葉樹と広葉樹が混じる自然に近い森林に誘導していく。このような取り組みを森林経営管理制度により加速させていくこととしており、特に後者の部分は新たに森

林環境税により整備が進むことを期待している。

所有者不明、境界不確定、担い手不足…

去年（2017 年）の 12 月の平成 30 年度税制改正大綱に重要な考え方が込められている。繰り返しになるが、森林整備にはいろいろな効果があり、国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、所有者の経営意欲の低下、所有者不明の森林の増加、境界未確定、担い手不足などいろいろな課題があって、それらに対応しないと、整備が進まないという課題がある。そこで、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について市町村自らが管理を行う新しい制度（森林経営管理制度）を創設することとなった。

本制度を踏まえ、平成 31 年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることになった。森林環境税をつくるに当たって去年、総務省で税財政の専門の方が集まって検討委員会が開かれ、私もオブザーバーで参加し、森林のことを説明した。委員の皆さんから言われたのは、今やっている施策の延長で単にお金が足りないから国民の皆様にお願ひするというのは、新たな税創設の必要性が説明できないだろう、そうではなくて今まで手をかけられていない今日の課題を新しい手法で乗り越える仕組みをつくり、そのために財源が必要という説明ができなければならない、ということだった。従来の施策では整備が行き届かないところを新しい森林環境税でやるという考え方が大きなポイントだ。他方で、森林環境税は今までの施策でできなかったところをやるための財源であるので、今までの施策のための財源は引き続き必要であり、絶対量として間伐の財源が足りていないので、国としても確保に向けて努力するし、地方からも声を上げてもらいたい。

市町村に頑張ってもらおう仕組みを用意

この大綱にあるようにまず、森林関連法令の見直し、すなわち森林経営管理法を踏まえて税を創設することとなった。同法に基づく森林経営管理制度（新たな森林管理システム）は、来年の 2019 年 4 月からスタートする。市町村が要となる仕組みだ。今、所有の問題



日本林政ジャーナリストの会と林業協会の合同講演会の会場

が深刻化して、今後所有者がますます分からない時代になることを大きな課題として捉えている。

こうした中で、所有者の同意が得やすいよう、現場に最も近い行政主体である市町村が仲介役となって所有者から山を預かって、林業経営に適したところは意欲と能力のある人につないで、適さないところは市町村が自ら間伐を発注して実施することとしている。特に、後者の市町村自らが森林を管理・整備する財源として森林環境税を使うことを考えている。要は市町村に頑張ってもらう仕組みを用意したということだ。具体的にどのように取り組んでいくかは、林野庁職員が全国を回って市町村へ説明しているところ。

なお、環境税で間伐をやるときに、モラルハザードの問題が生じ得る。公的に整備を行う以上は、その山を整備直後に所有者が自由に皆伐して儲けることは、一般の方々には理解を得られないと考えており、避ける必要がある。この経営管理法の制度を使って、伐採の権利は市町村がしばらくの間持つことにより、所有者はその間自由に伐採ができなくなることから、こうした対応によりモラルハザードが生じないよう取り組んでいただきたいと考えている。

また、ポンチ絵にあるように、市町村が権利をもらって市町村が自分で判断して意欲と能力のある人に再配

分するというように、市町村だけできれいに権利移転させるということは、なかなか難しいという声も聞く。その時には意欲と能力のある林業経営者、たぶん地域の森林組合や地域の事業体の皆さんと一緒に、その森林の間伐するとどれくらい収益が出るということも考えながら、森林所有者に働き掛けるやり方もあるのではないかと考えている。国から市町村へ、こうしたことも説明しつつ意見交換を行っているところであり、現場の実態に応じた制度の使い方について引き続き議論しながら進めていきたい。

森林所有者への意向調査

このシステムが2019年の4月から始まるが、市町村にまずやっていただきたいこととして、森林所有者の意向調査をお願いしている。

市町村への説明会の中で聞き取ったところでは、かなりの市町村で意向調査に向けた取り組み、県のご協力もいただきながら準備を進めつつある。手ごたえを感じている。意向調査をいきなり市町村全域でやろうとしても無理があるので、所有者情報を整理しながら意向調査のエリアを決めていただいて、順次実施いただくのがよいと考えている。さらに市町村に意向調査を実施するマンパワーが足りないのであれば、森林組合であるとか、外部に委託するとか、いろいろな手立

てで実施することが可能である。そうして意向調査をすれば自分でちゃんと管理すると表明する人、山は市町村に預けたいという人も出てくる。「山を預けたい」という人が出てきたら、市町村が山を預かるための経営管理権集積計画や、林業経営者に経営管理を委ねるための経営管理実施配分計画を作成していただく。これら計画は、大きくいうと、ある人の山をいつからいつまで預かるかという期間、施業の内容、収益や費用をどう清算するかといったことを書いた計画である。この法律では、一筆一筆の契約ではなくて、計画を立てると一括で権利設定ができる仕組みだ。集積計画と配分計画をほぼ同時に作成するパターンがあるし、市町村が預かってから配分計画をつくるパターンもある。現場実態に応じてやりやすいパターンで取り組んでいただければいい。

伐ったお金で再造林まで賄う

利用期を迎えている地域の森林を活用して、伐って、造林して、下刈りして、保育間伐する。そういう循環が成り立つことを目指し、新たな仕組みでは、主伐、再造林を一体的に行っていただきたいと思っている。主伐が難しい場合には、間伐を当面繰り返すような権利の設定の仕方もある。長伐期にしたいのであれば、間伐を繰り返すといった内容の権利設

定をする。所有者の意向や実態に応じて集積・配分計画を立ててほしい。

例えば、主伐、再造林一体で行う場合、山の木を伐って丸太にすれば当然収益が入ってくる。それから立木の伐採と木材販売にかかる経費、素材生産費と販売経費を除く。それに加えて本制度では、伐採後の造林保育の経費もちゃんと取って、その残りを所有者に戻す。要は、今、伐ったお金が入ると皆さんなかなか再造林へ投資していただけない。だから伐ったままで再造林せず放置されている山も出てきている。伐ったお金で再造林まで賄うというのが当たり前の世界にしたい。そのためには、素材生産や再造林の経費を削減しなければいけない。いろいろな手立てが必要だが、例えば ha 当たり、立木価格が 2、3,000 円/㎡ のとき 100 万円くらい収益が入ってくるがそれでハイ終わりではなく、はじめから再造林分をとっておくことで資源の再造成を進めたいというのがこの制度の基本的構図。現場によってはそんなお金は出てこないこともあると思う。大雑把に例えれば 1 ha 当たり 340㎡ 丸太が生産できれば、丸太価格が平均して 1 万円/㎡ のとき、340 万円ほど収益が入ってくる。この際、丸太にするのに 220 万円くらいかかる。さらに再造林するには 170 万円くらいかかるが、補助を使えば個人負担は 50 万円で済む。340 万円で、立木伐採と木材販売経



費が220万円で、伐採後の造林・保育経費50万円であればなんとか森林所有者に70万円返せる。そのような姿を目指していきたい。いずれにしてもこれからやらなければいけないのは伐った後、ちゃんと植えること。さらに我々も補助金を確保してやっていく。そういうものができる体制にしなければいけない。伐って得た収益は再造林を含めた投資に回さなければいけない。そういう動きが各地で出てきているので、ぜひこれが機能するように願いたい。そのためには効率的な素材生産や造林予算の確保も必要となってくる。

次に所有者不明森林への対応。森林所有者へ意向調査をした上で市町村が権利を設定する。この際、所有者が分からない、これがこれから益々増えてくることが危惧されている。原則、全員が分かって全員が同意、公告すれば権利設定できるが、共有者のうち一部の方が分からない場合は、市町村で探索していただいて、6か月公告していただければ同意みなしということで権利設定できる。さらには所有者が全く分からない場合も探索・公告していただいて今度は都道府県知事の裁定を経て同意みなしする。こうした形で所有者が分からない場合でも網羅的に対応できる仕組みも森林経営管理法の中に用意した。探索の方法も今後政省令で定めるが、探索の範囲を明らかにして市町村がこの制度を使いやすいようにすることを今考えている。所有者が分からない場合でも市町村が権利を設定できて、場合によっては森林環境税で市町村が自ら間伐を行ったり、あるいは、意欲と能力のある人に繋いで経営をやってもらう。それが可能な仕組みになっている。

マスコミ等からの懸念

新たな森林経営管理システムに関しマスコミ等から誤解に基づくいろいろな懸念が示され、国会でもそれを受けた形で議員から質問がされた。

この制度によって、市町村が現に頑張っている自伐林家さんの山を取り上げるのではないかと、国会でも質問された。本制度は山に関心がなくて放置している人の山を市町村が預かるものであり、頑張っている人は引き続き今まで通りやっていただくもの。また、森林が利用期を迎えているということを強

調したせいか、50年で全部木を伐ることを強制するのではないかという懸念も寄せられた。そんなことはあるはずもなく、長伐期で経営してもらいたいし、必要な状況を見て経営者が判断していただくもの。一律に50年で伐らせる制度ではない。

この制度で乱伐が進んで再造林が行われないのではないかという疑念も示されたが、この制度の仕組みは伐ったらしっかり植えるということを狙いにしており、放置することを防ぐための制度となっている。

この経営管理法を踏まえ、2018年度税制改正大綱(2017年12月22日閣議決定)に位置付けられた森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を総務省が次期通常国会に提出予定である。仕組みとしては、森林環境税として市町村に個人住民税と併せて賦課徴収していただき、それを森林環境譲与税として私有林人工林面積で5割、林業就業者数で2割、人口で3割という外形的基準に従い市町村及び都道府県に機械的に按分し譲与する。譲与された税は市町村は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることが法律に明記され、これ以外には使えない。都道府県は市町村の支援等に関する費用に充てることとなる。その使途については、インターネット等で公表しなければならないこととなる。

森林環境税は平成36(2024)年度からスタートして、森林環境譲与税は来年31(2019)年度からスタートする。森林環境税が始まるまでの間は譲与税特別会計からの借り入れによって対応し、後年度の税收からその借り入れ分を償還する。最初は200億円から始まって300、400、600ということで市町村の体制に合わせて段階的に額が増えるような制度設計がなされている。この中身も法律の中に位置付けられる。

既存の森林環境税との役割分担

森林環境税による取り組みを進めるに当たっては、1つ目は市町村の体制をきっちり整備していかなければならない。そのために皆でサポートしてやっていく。2つ目は、既に実施している37府県の独自の森林環境税と役割分担して、さらには国の森林整備事業やそ

の他の予算、山のためにはおカネが足りないわけだから、あらゆる財源がきっちり両立するような形にする。3つ目は、都市部の市や町にも森林環境税が行くので、木材利用に使うとか、上流部や下流部の連携による森林整備に使うとか、都市住民の理解が進むような方面に充てていただき、そちらの方へのアプローチをしっかりとやる。我々林野庁も今までにないチャンネルだが、都市部にもこうした話をしている。

森林環境譲与税の使途は決まっており、都市部の市や町も森林整備及びその促進に関するもの以外には使えない。山側の人々がどんどんアプローチして姉妹協定などを結び、わが町、わが村に来てもらい一緒に交流しながら森林整備を進めたり、わが町の地域材を都市部の学校などで使う協定を結ぶなどいろいろなアプローチで新しい関係をつくるのが考えられる。都道府県単位で山側で生産される県産材を都市部で環境税を使って利用する段取りを県などで企画する。山側はしっかりと成果を出すといったことが考えられる。

市町村の支援体制では、経営管理意向調査などをする地域林政アドバイザーに委託するとか、隣接市町村による広域の一部事務組合的な形で連携してやるとか、できない場合は県が代執行するなどの手立てを用意。地域で考えて有効な活用方法をとってほしい。

県にも市町村支援のために森林環境譲与税が譲与される。今、県の方とも話し合いをしている。県が音頭をとって例えば地域林政アドバイザーは各市町村に1人ずつというのは厳しいので県がある程度人をまとめて派遣することも一案。市町村支援は力を合わせてやっていきたい。

地域林政アドバイザーは個人へ委嘱するだけでなく、法人委託の場合もこの制度の対象となる。森林組合などに意向の取りまとめなどをお願いすることにも使える。

先般の196回国会では総務省とあわせて森林環境税関係で100以上の質問があり、関心の高さを感じた。その中で重要な使途については、森林整備及びその促進に関する費用として法の中にきっちり明記され、その範囲内で市町村が事業を幅広く弾力的に実施

できるようにする。地方譲与税であり、国が使途の詳細な範囲を示すことは馴染まないの、市町村などが検討するうえで参考となる事例などを紹介していきたい。森林環境譲与税は当然市町村による森林の公的管理や境界の確定に使えるし、竹林にも使える、基本的には地方で考えいただく制度だ。

国会では府県の超過課税との関係についても多く質問されたが、36年度からの徴税開始までの間、各府県とも県税の見直しの時期が来るので、取扱いをご検討いただきたい。

森林環境税の財源としての考え方

森林経営管理法の附帯決議では、「森林環境税について、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとする」とある。国会における大臣の答弁でも「所有者の自発的な施業への支援を基本とする従来の施策のみでは必要な森林整備を進めることが困難な状況」から、「森林経営管理法を踏まえて、市町村が実施する森林の公的な管理を始めとした森林整備等の財源として創設される」と答弁している。

森林環境税の創設の背景としては、このような森林所有者による自発的施業が困難な人工林を公益的機能の発揮のために市町村が公的に整備し、管理コストの低いスギや広葉樹の混じりあった針広混交林に誘導していくことが念頭にある。人工林の3分の2は林業の成長産業化に向け各般の施策を展開していきたいと思っている。森林・林業基本計画でも木材の供給量を今の2倍にすることを目指している。そのためには、必要な間伐や再造林に予算が必要になってくる。

私も林野庁に入って30年くらいになるが、入った頃の山が今大きくなっていて30年の歳月をすごく感じる。先人が1,000万haの人工林をつくり、それがようやく利用できる時代に入り、これを次世代にどうつないでいくか、我々はその責務を負わされている世代だ。この先人の資源を僕たちの世代で伐って終わらせるわけにはいかない。次につなげ、伐って、使って、植えることと、自然に戻すものは戻すことを森林環境税という財源と新しい森林経営管理システムを使って実現していきたい。

(まとめ・上松 寛茂)

会員ブログ

地道な取材の重要性を思う 国有林の管理運営について

日本林政ジャーナリストの会 篠原 宏



先般、国会で可決成立した「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」に関して、筆者の周りで起こった話である。

まず、大学時代の友人から、この法案に関してメールをもらった。「公共事業（林業を含む）に民間資本を参入させ、民間企業成長と国の歳出削減という発想では、同じかと思えます。大規模公共施設では、今や必須のPPPやPFI。内容を分析すると、金融業界と保険業界が儲かる仕組みで、果たしてこれでは公共施設とは何かと疑問もできてきます。これより規模の小さい都市公園でも、法改正しパーク PFI といって、民間事業者にカフェなどの収益施設を設置させ、その収益で施設周辺の管理をさせ、公園管理経費を削減しようとしています。」

次に、林政ジャーナリストの会の方から、国有林の民営化についての法律案が可決されたので、これについての研究会を開催したいと思うと話があった。

そして先日、ある林業関係団体の総会に出たら、出席者の方から、「国有林を民営化すると法律が国会で可決されたとの新聞報道があったが、とんでもないことだ。」と林野庁の担当者に抗議していた。

今回の国有林の管理経営に関する法律の改正は、2018 年の「未来投資戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」等を踏まえたものであることは事実である。

「未来投資戦略 2018」では、「林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に

向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。」と記載されている。今回の法律改正は、あたかも、国有林に PPP / PFI 手法の導入やコンセッション方式の導入が図られるものと考えられる者が多いのは仕方がないと思われる。

しかしながら、お気づきの方も多いと思うが、実際の法律改正の内容は、従来から行われている国有林における「システム販売」をお色直した程度であり、マスコミが報道したような「国有林の大転換」というには、ほど遠い内容である。

先に紹介した総会での発言者に対して、林野庁の職員は、新聞報道は間違っていると訂正を申し込んだと説明していたが、発言者は、「訂正の申込方が弱い」とご立腹されていた。一般誌のマスコミだけでなく、森林・林業の専門家を自認しているジャーナリストのホームページをみても、とんでもない誤認が書かれていた。

確かに今回の法律改正は、その経緯からして、誤解を受けやすい、というより、誤解を狙ったと疑いたくなる内容である。しかし、少なくとも林業関係者、特に国有林関係者に取材すれば、今回の法律改正の本質を見抜くことは容易だったはずである。

その意味では、今回の間違った報道をしてしまったマスコミは、地道な取材を怠って、頭の中のイメージや配布資料だけで記事を書いたと言われても仕方がないのではないか。いわゆる「裏を取らない記事」を書いたのである。

森林・林業・木材産業は、様々な態様を持ち、意見も様々である。それだけに「林政ジャーナリストの会」による現地主義を重視した日頃の取材活動の必要性を痛感した次第だ。

紀行 ラオス間伐ツアー

20 年以上続く森林保全・地域振興事業

日本林政ジャーナリストの会 今藤 洋海



新年早々の1月下旬ラオスへ間伐ツアーに出かけました。私は何度も植林に行きましたが間伐は初めてです。

ラオスでは、焼き畑の拡大、過剰伐採等により70%から47%に低下した森林率を2020年までに回復する政府目標を定めました。その一助とすべく日本は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力による森林保全事業を始めました。

首都ビエンチャンからバスで4時間ほど、バンビエンの近くの秘境の村ヒンフープ（Hinheup）地域の焼き畑地を転換し、森林として村人の暮らしに役立つようにするため、JICAでは、カリンやチークのほか紙布原料のカジノキ、炭用のマイチューなどの樹種の展示林とアカシア、パイナップル、ラタンなど早生樹の早期分収林の造成を1996年から始めました。10年間で凡そ80haの展示実証林が造成されました。その他にも養殖技術の導入とともに魚付林も村人の手で植林されました。

2011年からは、国土緑化推進機構の援助を受け、民間団体の高尾の森づくりの会、高尾グリーン倶楽部

に引き継がれて植林と間伐が行われています。植林は、ラオスの銘木シタン、カリン、デン、メラワン、ビャクダン、チーク、安息香、マホガニなどかつての唐木と云われるものを主要樹種としています。私も以前に植えた木に名札を付けた思い出があります。

2011年から今年度までの9年間で約30haの植林をしました。樹種は19種、植栽本数は約4万本に上ります。これは日本・ラオス友好の森とされ、平成の唐木銘木林として文化財的にも貴重な資産となることが期待されます。

当初の展示林は今では20年生ほどの森林になりましたが、全てが禁伐とされています。日本的には間伐の時期ですが、ラオスでは間伐は全く行われず、おそらくその観念もないようです。

間伐は良質な木や巨木を残すだけでなく間伐材の有効利用により村人の収入を図るためにも重要な意味があります。そこでラオス農林省及び現地にいる森林研修センター（FTC）とラオス大学林学部との協力を得て、その効果を明らかにするため高尾グリーン倶楽部（代表 龍久仁人）が間伐実証を5年前から実施しています。

今回は5回目の間伐で、日本とラオス大学から各20人程そしてFTC、村民各数名の参加がありました。間伐の意義、選木方法、手順、道具と使い方などの講座があり、翌日現地で標準地設定、毎木調査、選木、伐倒作業を行いました。実証検証を依頼して終了しました。

森林エコツーリズムを展開へ

ヒンフープ地域の村民約2,000人は専ら農林業を生業として暮らしています。地域振興の中心、FTC



森林研修センター（FTC）会議室で日本側とラオス側で間伐講座と作業打ち合わせ会



間伐調査地の現況、1997年植樹地



標準地調査（1区画 20m x 20m = 400㎡）について標準地の設定、立木調査、選木、間伐計画作成及び間伐の実施等ラオス大学生に説明

は JICA の日本の専門家派遣等による協力により、紙、紙布、竹製品、炭、蜂蜜など地域資源を活用した商品の生産、販売に取り組んできましたが、自立的展開には至っていません。さらなる体制・人づくり、技術向上、製品開発、販路拡大が大きな課題となっています。

高尾グリーン倶楽部ではこれらの課題に取り組むため JICA の草の根協力を出願中でしたがこの3月に採択が決まり、現在ラオス政府と実行協議をしています。

草の根協力は、森林エコツーリズムをヒンフープ地域で展開するものです。活動の拠点となる FTC と日本側でチームを編成し、地域住民の協力を得て実施します。

1. 資源調査

森林、自然環境、景観、風土、生活文化、歴史遺産などを調査し、観光資源としての評価を行い、実施計

画を策定します。

2. 事業内容

熱帯林見学、植樹、間伐体験、FTC での木工・紙漉き・藍染など体験、周辺景勝地・農林漁業・村人の生活などの見学・学習、川遊びのほか多岐にわたります。

3. 推進方策

ツーリズム客を誘致するための方策、村人の収入増加のための技術向上などの工夫が何より大切です。関係者・団体と連携し、海外客、学校教育、販売方法、IT 技術など幅広い活用を図る必要があります。

幸いに、ヒンフープ地域は、首都ビエンチャンからもあまり遠くなく、ラオス最大の人工の太湖・発電ダム、ナムグム湖の水源林地域に位置し、観光地パンビエンに至るコースの中間に位置しており、立地条件に恵まれています。エコツーリズム協力の発展と森林保全・活用を期待するものです。

この森林保全・地域振興事業は、20年以上にわたり連続と継続し、FTC ラッタナ所長さんは当初からずっと当事者であるという稀有の協力事例としてあえて紹介するものです。

私の間伐ツアーはエコツアーですが、ラオスは行くだけでも半分エコツアーです。皆様も自然と森林、素朴な生活と味、特に蒸しもち米は格別、魅力あふれるラオスにお出かけおすすめします。

サバーイディ コープチャイ（ラオスのあいさつで、ごきげんよう・ありがとう）



間伐参加者全員の集合写真

秩父市共同取材

2019年1月25日（金）

「現場を見よ！」を活動の第一義とする日本林政ジャーナリストの会は、平成最後の共同取材を平成31年1月25日に埼玉県秩父市で実施した。埼玉県の森林面積の約4割を占める秩父市だが、秩父地域の市町や関係団体などが一体となって森林・林業施策を展開し、その先進性は全国からも注目されている。



秩父市環境部技監の大澤太郎氏から秩父市の森林・林業施策を聴く

る。セメント、秩父銘仙で知られる歴史と伝統文化の街“ちちぶ”の取材記である。



秩父市共同取材に参加して

日本林政ジャーナリストの会 上河 潔

2019年1月25日（金）に日本林政ジャーナリストの会の秩父市共同取材に参加しました。参加したのは上松寛茂会長、私を含め総勢6人でした。10時53分に西武秩父駅に集合。すぐに駅近くの「ちちぶ銘仙館」を訪れました。建物は昭和5年に建てられた国の登録有形文化財で、埼玉県繊維工業試験場秩父支部として使われていました。ちちぶ銘仙は、明治から昭和前期にかけて一世を風靡した秩父地域の絹織物です。縦糸に模様を染色した後に、色のついた横糸を織り込んだリバーシブルな反物で、大正から昭和にかけて女性の普段着として人気を集めました。竹久夢二の絵にもよく描かれています。周囲を山で囲まれた盆地となっている秩父地域では、昔から養蚕が盛んで、絹織物が主要産業となっていました。1930年には域内に1万33戸の養蚕農家があり、1930年代には力織機が4,000台を超えていました。

秩父を訪れた若山牧水は、「秩父町出はづれ来れば機をりの唄ごゑつづく古りし家並に」という歌を残しています。ちちぶ銘仙については、最近、さいたま出版会より出版された本に、山口美智子氏がまとめられた「機と秩父」があります。この本は、秩父の織物の関係者53人のインタビューを取りまとめたもので、貴重な証言集です。

昼食後に、秩父市役所の森づくり課を訪問し、環境部技監で森林総合監理士の大澤太郎氏から秩父市の森林・林業施策についてお話を伺いました。秩父市は、人口6万4,000人、市の面積は5万7,783ha、そのうち森林の面積は5万4,711ha（森林率87%）で、埼玉県の森林面積の約4割を占めています。国有林が24%、民有林が76%で、人工林率が約40%となっています。「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」に基づき、2012年5月に、秩父市を含む秩父地域1市4町

（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）と国、県及び森林・林業関係11団体で構成される「秩父地域森林林業活性化協議会（以下「協議会」という。）を設立し、地域一体となって森林・林業施策を推進しています。森づくり課の課員は5名、その外に県OBの地域林政アドバイザーが1名、地域おこし協力隊員が1名配属されて



ちちぶ銘仙館の視察



秩父市役所森林づくり課の説明会



秩父市役所玄関の木製の天井



金子製材が製造したサワラの棺桶



説明する金子真治社長（右）

います。①カエデの樹液からメープルシロップを採取する「伐らない林業」、②栃本市有林の「200年生の森づくり」、③自伐型林業の推進と木の駅事業を柱とする「コンパクト林業」、④誕生時に木のおもちゃを提供し、サワラの棺桶製作を支援する「生涯木育」など、ユニークな森林・林業施策を展開されていて、大変に感銘を受けました。

なお、現在最も力を入れているのが、2019年度から始まる森林環境譲与税による新たな森林経営管理システムの構築です。森林環境譲与税は市町村単位で配分されますが、秩父地域は、その一部を協議会にプールして、地域一体となった有意義な活用法を模索しています。さらに、森林環境譲与税は、都市部の自治体にも配分されるため、荒川下流の都市部の市町村と連携して、都市部から山村部に還流する仕組みづくりにも着手しています。境界が確定していない森林が多く、意欲と能力のある林業事業者が十分に育っていないという厳しい状況の中で、小規模な自伐型林業の推進を並行して進めながら、地域の森林・林業・木材産業を活性化していくことが、秩父地域の森林・林業・木材産業の関係者の課題といえるでしょう。会議室での説明の後で、新しい市役所庁舎を案内してもらいました。秩父市は、セメントが主要産業なので、建物自体はコンクリートの打ちっぱなしですが、内装には市有林産の木材を始め秩父産木材をふんだんに使用しています。本体工事にスギとヒノキを65.02㎡、家具やベンチ、モニュメントなどを含めると125.62㎡も使っていました。

市役所を見学した後に、大澤技監の案内で、秩父木材協同組合の理事長会社である金子製材株式会社を視

察しました。金子真治社長によると、金子製材は年間1万5,000㎡の丸太を挽いていますが、県内材の割合は5割で、残りは多摩産材など県外材で賄っているとのことでした。秩父地域には本多静六が植えたサワラが多くありますが、比重が軽いので構造材には使えず、内装材などに使っています。さらに、サワラの新しい使い方として、秩父地域の「生涯木育」でも推奨されている木の棺桶をサワラで作る取り組みをしています。まだ、試作段階ですが、内部にちちぶ銘仙を貼るなど工夫をしています。また、サワラ以外にスギも試しています。日本火葬学会による燃焼実験では、サワラが最も均一によく燃えたそうです。

また、金子製材は、山村と都市を木を通じて結ぶ取り組みとして、木にQRコードを付けてトレーサビリティを確保する「森林パートナーズ」という会社に参加しています。「森林パートナーズ」には、金子製材の他に、伊佐ホームズ、角中林業（秩父市大滝）、島崎木材（行田市）、大野建設（行田市）が参加しています。柱やけたなどの構造材については、プレカットするまでQRコードを付けることができますが、板や集成材になると付けることができないのが悩みだそうです。千葉県でも「森林パートナーズ」のような取り組みを実施したいという動きもあり、今後の展開が楽しみです。

金子製材の視察を終えた後に、芦ヶ久保の氷柱を見学して帰路へ向かいました。秩父地域は、その森林資源からすると、林業・木材産業はまだ力不足ですが、森林環境税の導入による森林経営管理システムを契機に、新たな躍動が始まる予感を抱きながら、秩父市共同取材を終えました。



秩父の【木育取材記】

日本林政ジャーナリストの会 古川 興一

人生のライフステージに重ねた “生涯木育”

年が改まって間もなく、寒風のなか埼玉県秩父市の森林・林業施策の取材を敢行した。日本林政ジャーナリストの会による恒例の現場取材だ。秩父は年に数回は訪れる好きな地域で、世界遺産にも認定された夜祭りをはじめ 34 か所の札所めぐり、羊山公園の芝桜、さらには点在する素朴な鉱泉宿、そして最近では「あの花」などに代表されるアニメの聖地。食いしん坊にはソバ、ワラジカツ、味噌ポテト等々、B級グルメにもこと欠かない。札所は1番から34番まですべて巡り、いまや御朱印帳は二重、三重に上書きされたお気に入りの札所がいくつもある。四季折折にちがう風情を見せ、年間300を超えるといわれるお祭りに出会う機会も多い。出かけるたびに何らかの発見がある奥深さ、魅力を秩父は持っている。その好きな秩父で、仕事からみの林業施策を取材するというのだから、まさに渡りに船。新たな魅力発見をと勇んでの取材行だった。

観光経済が主流のようにみられる秩父地域だが、実は埼玉県全体の森林の約6割が秩父に集中しており、秩父地域の約85%の面積を森林が占めるという森林

地域なのだ。埼玉県の市町村で初めて森づくり課という専門部署も設置、林業の衰退に歯止めをかけようと、さまざまな施策に乗り出している。

そのなかで注目を浴びているのが木材活用推進事業としての、“生涯木育”。生まれてから死ぬまで木に触れる、木に親しむ環境をつくろうという試みだ。「ゆりかごから墓場まで」の“木”に焦点を当てた取り組みと言ってもいいだろう。人が誕生してから死ぬまでの様々なライフステージは植林から伐採、利用まで時間軸としての森林の成長サイクルとつながる。それを重ね合わせ、人生のライフステージそれぞれで秩父の木を学び、触れる施策を展開し、生涯を通じて秩父の木が生活の一部になってほしいとの思いからだ。ともすると林業施策は生産者サイドに立ちがちだが、ここでは消費者側にも光を当て、両者が一体となって森林や林業そして地域について考え、森林・林業の活性化と木材利用の推進を図ろうというわけだ。

ウッドスタート宣言から始まった

具体的にはまず「ウッドスタート」宣言をした。赤ちゃんのときから木に親しんでもらおうと生後10か月の赤ちゃんに地元産材で地元の職人が製作する“木のおもちゃ”をプレゼントする事業だ。赤ちゃんのとき

の体験が成人してからも影響すると言われるが、これはまさに木への愛着を狙った刷り込みそのものだ。木工業者にとっても嬉しい話で、すでに1,000個を超える秩父ならではの伝統・行事をイメージした木のおもちゃが配布されたという。

ウッドスタートの次は、ライフステージでいうと、学びの「教育期間」だ。森林環境



金子製材の工場



棺を秩父の特産品にと意気込む金子製材の金子社長。後ろに試作の棺

教育や学校施設の内装木質化、木机などで常に木に触れ、学ぶ事業を展開。成人した段階では、秩父産材を使った木造住宅建設やリフォームへの補助のほか週末限定でのキコリ体験（森づくりボランティア）、さらには間伐材を薪にして持ち寄ると地域商品券と交換できるなど秩父の森林や木材と接点を持つ多彩なプログラムを展開している。この人生の成年期はまさに「森林の壮齢林」と符合するといっていだろう。そして人生の高齢期。森林も高齢林として木材利用に加え、皆伐、再植栽、次世代に継ぐ森への歩を進めていく。この「人生の高齢期」の木育として高らかに宣言されたのが、「ウッドエンド」である。スタートがあればエンドもあってしかるべき。「生涯木育」のスローガンも意味を持つことになる。

ウッドエンドは地元産材の「棺」開発

ウッドエンドの目玉として打ち上げられたのが「棺」だ。人生の最終末を共にする棺。目をつけたのは地元の製材業者、金子製材の金子真治社長で「木の中心部分は建築用材として流通するが、根元は強度が足りずチップなどにされてしまう。もったいない。とくに、秩父ではサワラも産出する。これも何とか利用できないか」と思案、たどりついたのが棺である。サワラは強度の関係で建築の構造材には向かず、用途が限定されるため伐採も進まない。だが、色合いや軽

さはサワラの特長であり、これを活かせば棺がつけられるのでは、というわけだ。日本での棺需要は年間、約120万本とされ、そのうちの半分以上が中国産で、価格も100万円以上のピンから数万円のキリまで。採算性も決して悪くない。地場産業としても魅力あるマーケットだ。金子さんは市内の木工企業、繊維業者、葬祭業者などを巻き込み、サワラをはじめヒノキ、杉などを使った試作品をつくり、公営火葬場の協力も得て燃焼スピードや燃え具合などの実証実験を繰り返した。棺の小窓には特産の秩父銘仙も。実際に寝心地(?)を確かめる入棺体験も行なった。温かさが感じられる杉の棺の評判がよかったと言う。完成品だけでなく、輸送コストの削減や葬祭業者の負担軽減のため簡易な組み立て式の棺も開発した。要望の多いペット向け棺もつくった。秩父市当局もウッドエンド事業の一つとして全面支援の意向を見せる。全国から問い合わせも相次いでいる。「人生の最後、生まれ故郷の木でつくられた棺でおくられたい」の声も多いとか。終末ブームのなか棺も自分で事前に選ぶ時代が来るかもしれない。金子さんも「地元産材でつくるご当地棺桶は地域木材活用の有力分野。需要開拓に取り組む」と意欲を見せる。

この生涯木育の理念が全国に広がり、さまざまなメニューが開発されれば、「木の国ニッポン」の国民として名実ともに木とともに成長する新しい社会を実感できるようになるかもしれない。

それにしても、地場産業振興に棺桶開発は刺激的。落語の「らくだ」を思い浮かべ、「かんかんのう踊り」でも踊りだしたい気分。最も「らくだ」の棺桶は八百屋の菜漬け樽であり、運ぶ途中で底が抜けてしまうのだが、秩父のご当地棺桶は重量試験もパスした丈夫さが売り。底抜けのマーケット(?)をにらんでいるのである――。



秩父銘仙も使ってご当地も打ち出す

多摩市共同取材

2019年6月21日（金）

意外なことに東京の総面積の約40%を森林が占めている。その70%弱が、奥多摩の森である。広大な森は、東京の水源を支え、重要な木材の供給基地だ。梅雨入りした6月21日、令和最初の共同取材に東京の奥懐を訪ねた。世界有数の大都市、東京にこんなに森があり、ご当地木材があることを知っているか！



森の中のワイルドなログハウス。田中惣次さんが長年の思いを実現させた宿泊できる林業体験施設だ。2戸あり、合わせて定員は30名。家族連れから研修グループまで、誰でも利用できる



東京の森、奥多摩訪問記

日本林政ジャーナリストの会 米倉 久邦

多摩の材を売り込め！

JR 青梅線の河辺駅から徒歩で10分ほど、青梅合同庁舎に着く。1階の木の香りのする一角に、多摩産材情報センターがある。最初の訪問場所だ。二人の女性職員が迎えてくれた。奥多摩で育った木材、製品をどうしたら、手に入れられるのか。地元の業者から情報を集めて、多摩産材を欲しいという工務店や設計事務所などに提供するのが仕事だ。センターが発足したのは、5年前という。

奥多摩の森林の約60%が、スギ、ヒノキの人工林



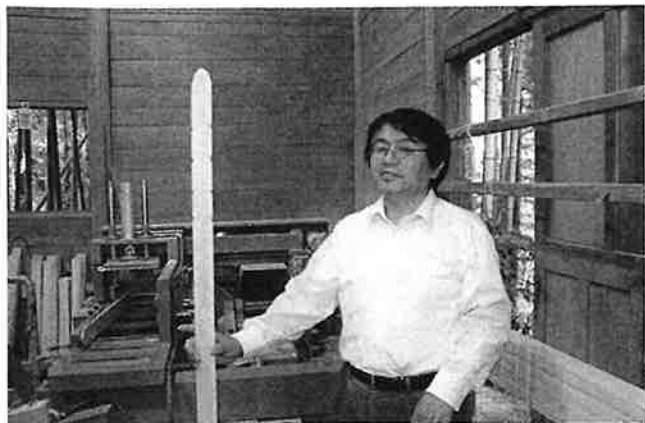
多摩産材情報センターで出迎えてくれた快活な2人。問い合わせに応じて、多摩産の材に関心のある人と地元の製材業者を、マッチングさせるのが、主な仕事だ

である。全国の人工林比率は40%、奥多摩の比率は突出している。戦後の復興期に、大消費地東京の需要に応え、大量の木を伐採し木材として供給した。山は荒廃し、その後に大規模な植林が行われた結果だ。いまや奥多摩の森には、50年生を超えるスギ、ヒノキが約650万m³も存在している。伐期を迎えた木を利用しなければ、確実に宝の持ち腐れになる。

東京都が動き出したのが、2006年だ。多摩産材認証制度をスタートさせた。奥多摩で生育し、きちんと管理された森林から生産された木材を「多摩産材」と認証する。認証を受けた地元業者は、シールを貼って良材の証しに出来る仕組みだ。

だが、まだまだ認知度は低い。利用拡大が急務である。そのために創られた情報センターは多摩産材の広報・PRをするともに、相談、問い合わせを受けて地元と利用者のマッチングに大きな役割を担っている。最近ではようやくホームページへのアクセスも増えていると職員は、手応えを感じている。「当初は約3,000だったのが、去年は約2万件、内容もより具体的になっています」

東京産の木材の地産地消はどこまで進められるのか、多摩産材の動向が奥多摩の森活性化のカギを握っている。



卒塔婆生産の木工所を経営する「八代目羽生文右衛門」こと羽生岳史さん。
需要の先細りが心配といいながら、卒塔婆づくりに精を出す毎日だ

卒塔婆生産日本一の町

レンタカーを日ノ出町へ走らせる。羽生岳史さんの木工所である。「八代目羽生文右衛門」を受け継ぐ羽生さんが手掛けているのが、卒塔婆の生産だ。墓石の裏や横に置かれている白木の板は、誰でも見たことがあるだろうが、日ノ出町が日本一の生産地とは知らなかった。

「そもそも話」が面白い。時は江戸時代、名主の文右衛門と山仕事をしている惣兵衛がお伊勢参りの帰途、遠州浜松で病の坊さんを助け、お礼にと寺に招かれた。そこで二人は卒塔婆を見せられ、その作り方を教わったのが始まりという。文右衛門の住む久野木村（現日ノ出町）にはうっそうとした森があった。「これを作ってみようと思ったのが、そもそも、卒塔婆づくりのきっかけになったようですね」と、八代目という。

近くには大都市の江戸がある。お寺も多い。卒塔婆の需要は大きかった。久野木は江戸への卒塔婆の一大供給基地となった。生産はどんどん増えて、一時は全国シェアが70%という時もあったというが、いまはそれほどではないという。それでも、人口1,700人の日ノ出町に20数社も卒塔婆を作る会社があるという。

原料にする材も変わった。昔は、地元のモミで作っていた。モミは腐りやすいが、材質が白くてクセがなく、墨で字が書きやすいと評判がよかった。だが、そのうち材が不足し、福島県や九州まで買い付けに行くようになったという。いまではドイツのシロモミを中心に95%が輸入材になっている。「ドイツ材は真っ白

で木目も細かく、字が書きやすい」と八代目という。

フシがない多摩産のスギも見直されているが、欠点は芯材の色に赤みが強いことだ。お寺では敬遠される。羽生さんの会社でも、まだ、全体の5%ぐらいだという。

板材で輸入されたものを、両面をつるつるに仕上げ、上の部分に日輪をかたどったカットを入れる。長さは180cmが基本だったが、最近は150cmもよく出るらしい。このビジネスは、寺への直販が原則で問屋はいない。値段も直接交渉という。

羽生社長の気懸かりは、卒塔婆の需要が減っていることだ。卒塔婆を祀るのは、遺族だ。遺族一人に1本が普通だったが、少子化などで子供が少なくなった。そのうえ、お寺やお墓に対する意識も変化してきている。卒塔婆にも、時代の変化の波が押し寄せている。

信念の林業家と森を歩く

さらに奥へとハンドルを握る。多摩の奥座敷、桧原村に向かう。森に囲まれた茅葺の自宅の前で出迎えてくれたのは、林業家の田中惣次さんだ。林業への思い入れが深く、信念と気骨のある人として知られている。今年3月の林政ジャーナリストの定期総会でも、基調講演をお願いした。その時には、森林行政にも厳しい意見を披露してくれた。

今日は笑顔である。「うちのお茶と特産のジャガイモですよ」。お茶も自家製だという。ゆでたてのジャガイモは薄い塩味が効いて、とてもうまかった。

自宅と並んで建っているのは、林業体験宿舍だ。「フォレストイングコテージ」と名付けている。「自然の素晴らしさ、大切さを分かち合いたいという長年の思いを実現しました」（田中林業のホームページから）というだけあって、なかなか立派な施設である。家族連れや学生、子供たち、社会人。もちろん、誰でも利用できる。森づくりの体験希望者には、フィールドになる森を提供し、道具類も貸す。インストラクターの派遣もお任せできる。森と付き合う楽しさを肌で感じてもらいたいというのが願いである。

田中家は桧原村に住んでこの森で先祖代々暮らしを

立ててきた。江戸時代初期に林業を始めたこの地域の名家であり、惣次さんは14代目である。自宅の周囲に広がる田中家の森は30haほどだというのが、これはほんの「庭」に過ぎない。もっと奥には500haもの山林がある。針葉樹と広葉樹がほぼ半々の森を訪ねるには、泊りがけでないと無理といわれてしまった。

田中林業では、いまは間伐と択伐を中心に森林作業をしている。針葉樹のほとんどが、50年生を超える伐採可能な状況にある。田中さんは、30年以上前からできるだけ皆伐を避け、間伐主導の経営を続けている。最終的には、樹齢200年から300年の針葉樹とさまざまな広葉樹の混じった針広混交林を目指している。本来、森のあるべき姿が、田中さんの頭の中には描かれている。

「庭」を案内してもらった。「ほら、なかに何本か、背の高いスギが見えるでしょ」。森の入り口で田中さんが指をさす。以前に択伐したときに、あえて残したスギだ。森の中の踏み跡を歩く。50年生のスギたちの中に、スッと直立する太いスギが圧巻だ。150年



桧原村に生まれ育ち、森づくりにいまも、情熱を燃やす林業家、田中惣次さん。素晴らしい、大切さを感じるために、森に来て遊んで欲しいと語る

生だというだけあって、実に立派でたくましく育っている。100年後、200年後の森のために、田中さんが打った手だ。

自らを「森林のデザイナー」という田中さんの構想力に感嘆してしまう。「どんな山にするのか、どんな森を描くのか。楽しみながらやっています」。小一時間の散策に気持ちのいい汗をかいて、森づくりにすべてをかける男とお別れした。



奥多摩共同取材に参加して

日本林政ジャーナリストの会 上河 潔

2019年6月21日（金）の日本林政ジャーナリストの会の奥多摩地域「共同取材」に参加してきました。参加したのは上松寛茂会長、林野庁の大道一浩広報官、私を含め総勢10人でした。10時00分にJR青梅線の河辺駅に集合。すぐに駅近くの東京都農林水産振興財団の多摩産材情報センターを訪問しました。多摩産材の供給者と利用者の間のマッチングや情報紹介を行っています。また、森林所有者や製材業者で構成される「多摩産材認証協議会」による多摩産材認証制度を実施しています。東京都が多摩産材を公共事業等で積極的に使う施策を講じているため、大建工業や天童木工などの大きな企業も多摩産材認証マークを付けた製品を出荷しています。多摩産材は、都内唯一の原木市場である多摩木材センターに年間1万4,100m³出材されますが、その多くは東京都が実施している花粉症

対策事業である「森林循環促進事業」によるものです。平成30年度にはこの事業で10万3,000m³の木材が伐採され、その後に無花粉スギが植林されています。また、東京都農林水産振興財団が青梅市、あきる野市、八王子市、町田市、奥多摩町、日の出町、檜原村で管理している866.5haの森林を対象にSGECのFM認証を取得しています。東京都の総面積の4割は森林で、多摩地域には5万3,000haの森林があり、その6割がスギ、ヒノキの人工林です。木材として利用可能な50年生を超えるスギ、ヒノキが650万m³もあり、消費地に近い林業地として大きな可能性があります。木材生産者と消費者をつなぐ多摩産材情報センターの役割は益々大きくなっていくことでしょう。

その後、日の出町で卒塔婆製造を行っている「羽生文右衛門」の工場を訪問しました。現在の当主の羽生



田中林業の遊学の森



説明する田中惣次氏（中央）

岳史氏は8代目。江戸時代から現地に多く賦存するモミを原料に卒塔婆を製造してきました。モミは木肌が白くて美しく、建築材には向いていないため、昔から卒塔婆に使われてきましたが、近年は奥多摩地域でも資源が枯渇し、そのほとんどを欧州モミやバルサムファー、ホワイトスプリースなどの北米材に頼っています。福島県や九州の方では、今でも少しはモミが出材されるということですが、歩留まりの悪い卒塔婆用のモミ板を製造する製材所が国内にほとんどないため、欧州モミや北米材を中国に送って、現地で板材に加工してから、日本に輸入しています。卒塔婆の長さは6尺（180cm）が基本で、5尺や4尺のものもあります。6尺の卒塔婆を50本バンドリングしたものが出荷の1単位となり、重量は30kgになります。最近では地元のスギ材で卒塔婆を作ることにも取り組んでいますが、スギは色が赤く、節も多いことが欠点だそうです。国産材を活用するという観点からチャレンジを続けていきたいと語られていました。少子化の影響で卒塔婆自体の需要も減少が続いていますが、木材の貴重な利用先であり、頑張してほしいものです。羽生社長は卒塔婆を自らトラックに載せて、関東周辺の寺院に直接販売しているそうで、間に卸売業者が介在しないB to Bの商売であることが生き残っている大きな要因だとのことでした。

その後、桧原村の田中林業の田中惣次さんの森林

を訪れました。田中惣次さんは、言うまでもなく林研グループのリーダーとして大活躍している指導林家です。その林業は、主伐を行わず、間伐を繰り返し、立て木という大木を残すという施業です。今回見学した遊学の森でも50年生のスギの中に、180年生の大木の立て木が残っていました。立て木は、ha当たり10本から20本程度残すそうです。間伐と択伐主導で、最終的には200～300年生の針広混交林を目指しています。更新は、天然下種更新か、3～4mに育った大苗を数本植え、下刈りを省力化するとともに、周囲を金網で囲って、獣害対策を行うとのことでした。我々が視察した遊学の森は、樹高は30mを超える優良な林分でした。また、山の手入れには道をつけること何より重要で、田中さん自らが、年間2～3kmの作業道を作設しています。全山に道を入れるには、まだ30年はかかるそうです。作業員は、6人で年間50～60ha間伐し、年間1,000mほど出材しています。現在、田中林業の森林も、造成期から収穫期になり、山元立木価格は、50年生のスギが1本700円で、市場まで運ぶと3,000～4,000円になるので、経営を継続できています。ただし、補助金があるのが前提です。このように持続可能な森林経営を行っている田中林業の所有林はFSCの森林認証も取得しています。林業は、経済的に経営していくことは当然ですが、将来どのような森林になるのかということを描くことが最も重要だという、森のデザイナーを自称する田中さんの言葉が心に残りました。その後、久しぶりの山歩きの疲れを河辺温泉で癒してから帰路につきました。

定例研究会

「緑」成長産業への条件—— 林業白書に盛られた期待と不安

日本林政ジャーナリストの会
滑志田 隆



2019 年版森林林業白書（平成 30 年度森林及び林業の動向及び令和元年度森林及び林業施策）が 6 月 7 日閣議決定され、第 198 国会に提出された。日本林政ジャーナリストの会は 6 月定例研究会において林野庁企画課の白書班担当から説明を受け、その要旨と問題点を検討した。

今回白書の特集章テーマは「今後の森林の経営管理を支える人材」である。第二次安倍内閣が旗振る「未来投資戦略 2018」に呼応する形で、林業の成長産業化の目標実現に向けて森林・林業・木材産業のイノベーションの必要性を高らかに叫ぶ内容となっている。以下、筆者が着目した何点かについて記す。

人工林資源の活用不十分の認識

我が国の森林は国土保全、木材生産などの多面的機能の発揮によって国民の生活と経済に貢献し続けている。一方、戦後造林されたスギ・ヒノキを中心とする人工林は本格的な利用時期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題だ。

白書はまず、人工林の年間の蓄積増加量が 5,300 万 m³であるのに対して木材生産量が 2,966 万 m³に止まっている現状を確認し、「我が国の人工林資源が十分に活用されている状況とは言い難い」と指摘する。そのうえで、森林・林業が成長産業としての自立するための阻害要因として「森林組合や民間事業者等の林業経営体については、いまだ生産性の向上が十分ではないなどのさまざまな課題を抱えている」とし、その解決策を見出すための構造分析と先進事例の紹介に努めることとした。

政府目標である 2028 年までに、林業・木材産業の付加価値額を倍増させるためには、①原木生産の集積拡大、②スマート林業の推進、③国産材の生産流通構造の改革——の 3 点が喫緊の課題である。

2019 年版白書はこれらの各課題の将来性においてプラス志向を展開し、過去の不振の要因を解析しつつ、産業構造の活性化に向けて新たな施策の導入を提案する。

成長産業化に向けて林業産出額アップ

同白書がかかげる統計データによれば、林業産出額は 2010 年の 4,224 億円から 2015 年の 4,550 億円へと増加した。これは「2002 年以來の快挙」であると説明される。林業経営体（森林組合、民間事業者、林家等）の総数が減少する一方で、「やる気のある」経営体の事業拡大への意欲を反映し、1 万 m³以上の素材生産を行ったケースが 361 経営体から 524 経営体に増加したことが報告された。

わが国の森林整備の中心的担い手である森林組合数は 2011 年度の 672 組合から 2016 年度の 624 組合に減少し、淘汰が進んでいる。その一方で総事業費取扱高は 2,643 億円から 2,695 億円に増加しており、事業規模の拡大傾向はさらに続きそうだ。森林組合は下刈り等の受託面積の 6 割を占めるほか、主伐を含めた素材生産量は近年大幅な伸びを示している。白書が盛る最新データによれば森林組合による主・間伐を合わせた素材生産量は 567 万 m³（2016 年度）であり、10 年前の 2 倍に達しようとしている。

地球温暖化防止の責務の 着実な実施に向けて

我が国は気候変動枠組条約の 2010 年 COP16「カンクン合意」に基づき、2020 年度の温室効果ガス削減目標を 2005 年度の総排出量から 3.8%以上減少させることを国際公約している。政府「地球温暖化対策計画」は森林吸収源対策により 3,800 万 CO₂ t（2.7%）以上の吸収量の確保を目指している。全国

各地で年平均 52 万 ha 以上の森林整備が着実に進められ、目標は達成される見通しである。

2015 年 COP21 では 2020 年以降の温暖化防止対策について先進国、途上国を問わずすべての締約国が参加する公平かつ実効的な枠組である「パリ協定」が採択された。同協定を反映した我が国の 2030 年目標は 2013 年比で 26%削減であり、この目標を達成するため 2021 年から 2030 年まで 45 万 ha の間伐実施が求められる。白書は「これに加えて地域材利用による伐採木材製品（HWP）の蓄積量を増加させる必要がある」と訴える。

この国際公約の実現という観点からも森林組合の機能強化求められる。「提案型集約化施業」等による森林施業の集約化が新たな課題として浮上し、森林施業プランナーなどの人材育成が急務である。一方で総事業取扱高が 1 億円未満と平均の 4 分の 1 に満たない森林組合が約 2 割もあることも事実だ。常勤理事の平均年齢が約 68 歳、女性理事の割合が 0.4% に過ぎないなどの課題も明らかにされた。

林業従事者の動向に明るい兆し

では、国土保全と木材生産を下支えし、加えて地球規模の環境問題にも貢献する林業マンパワーの状況はいかなるものなのだろうか。白書は減少著しいと言われる林業従事者の動向の中に成長産業化を実現するカギを見出そうとする。

2015 年現在の林業従事者は 4 万 5,440 人。確かに 10 年前と比べて 87%まで減少した。しかし、伐木・造林・集材従事者は 2 万 910 人であり、12%も増加していることに注目したい。

緑の雇用事業により、これまでに約 1 万 8,000 人が林業に新規就業したが、定着率は 3 年経過時点で約 7 割となっており、「全産業の事業所規模 30 人未満（新規高卒）の定着率 4 割と比べても高い水準」と白書は強調する。

人口減少社会が到来する中、林業従事者の確保のみではなく生産性向上に取り組む必要がある。森林・林業・木材産業や木材利用に関わる新人材の創出に向けて白書は①木材需要に応じた生産・供給を行うサプライチェーンの構築のため、木材流通に関わるコーディネーター役、② CLT 等の新材材の開発、非住宅建築物の木造化への取組に携わる人材、③森林空間の利活用を通じ「森林サービス産業」など新分野を担う人材——などの開発を提案している。

プラス転換期における喫緊の課題に対応できるか

平成から令和の時代へ——。時代の区切りと共に我が国の森林林業は大きな転換点を迎えている。2018 年には 7 月豪雨や北海道胆振東部地震など災害があり、森林の国土保全の機能が再確認された。また、国際的にはポーランドで開かれた COP24 では、パリ協定実施指針が採択され、森林の適切な経営管理と木材利用の一層の促進が求められた。非住宅・中高層建築物の木造化・木質化の進展とともに、木材自給率の向上（2017 年度 36%）も特筆される。

民有林の活性化を目指して 2019 年 4 月からスタートした「森林経営管理制度」はこれまでとは大きく異なるスキームで森林・林業の新時代を演出しようとしている。適切な経営管理が行わない森林について、意欲と能力のある林業経営者や市町村に集積・集約が進むことが期待される。同時に全国の民有林の 3 割近くを占めるといわれる所有者不明の森林についても適切な管理が及ぶ体制を築かねばならない。新たに導入された「森林環境税及び森林環境贈与税」は市町村による森林の公的管理の充実化に資するはずである。

国有林においては、意欲と能力のある林業経営者の育成を通じて、国有林の一定区域で長期・安定的に原木供給できる仕組みの創設を目指して国有財産の管理基準が見直される。伐採と造林の一貫作業システムと低コスト化に向け、国有林が先進モデルとなることが求められる。

このような森林・林業の上げ潮ムードの中で、私たちが見過ごすことができないのが、今回白書に記された林業労働の災害発生率の高さである。死傷年千人率は 32.9 であり、全産業の 2.2 と比較して驚くべき数字である。2017 年の労働災害による死亡者は 40 人にも上った。

白書の事例報告によれば、鳥取県では訓練センターを開設し、素材生産量を増やしながら労働災害を減らしたオーストリアを参考に、伐倒技術の基礎訓練を開始したという。成果を検証し、大いに普及させるべき試みであろう。働き方改革は森林・林業の現場にこそ求められる。安全で働きやすくも魅力ある職場づくりは成長産業化を実現する「かなめ」であると考えなければならない。ジャーナリストの会は 2019 年版白書に盛られた森林・林業・木材の成長産業化に関わる多数の事例報告を検証し、学習と取材を進める方針である。

定例研究会

白書に現れた「森林サービス産業」への期待 ー森林環境に無限の可能性を夢見るー

日本林政ジャーナリストの会

古川 興一



森林サービス産業って何？

平成 30 年度の「森林・林業白書」で気になったのが「森林サービス産業」の言葉だ。白書レクの年次報告班・吉本昌朗課長補佐も「森林サービス産業の記述は今回の白書が初めて」という。だが初めてにしては、白書には「医療・福祉、観光、教育等の分野と連携し、国民の価値観やライフスタイルの変革の動きに合わせた森林空間の利活用を通じて新たな森と人との関わりを創り出す森林サービス産業」とあるだけで、その詳しい説明は無い。森林のサービス産業化についてさまざまな発想や考えをめぐらせろ、と突き放された気さえする。

最近の消費の流れは“モノ”から“コト”“サービス”への移行だという。“モノ”の付加価値を活かして、“コト”“サービス”を含めた既存産業の強化や新産業の創出を図ろうというもの。森林だってバスに乗り遅れるな。魅力ある森林サービス産業の創出を、ということか。

確かに森林の恵みはきわめて多彩だ。サービス産業化という視点からも、実に魅力ある資源が潜んでいることに驚く。

例えば、森林総合研究所は森林セラピーによるストレスホルモンの減少をはじめ、森林浴ががん細胞やウイルスを殺傷する NK（ナチュラルキラー細胞）を活性化し、その効果は 30 日後まで持続するーなど科学的効果を明らかにする。メンタルヘルスケア対策として森林空間が有効である証しだ。

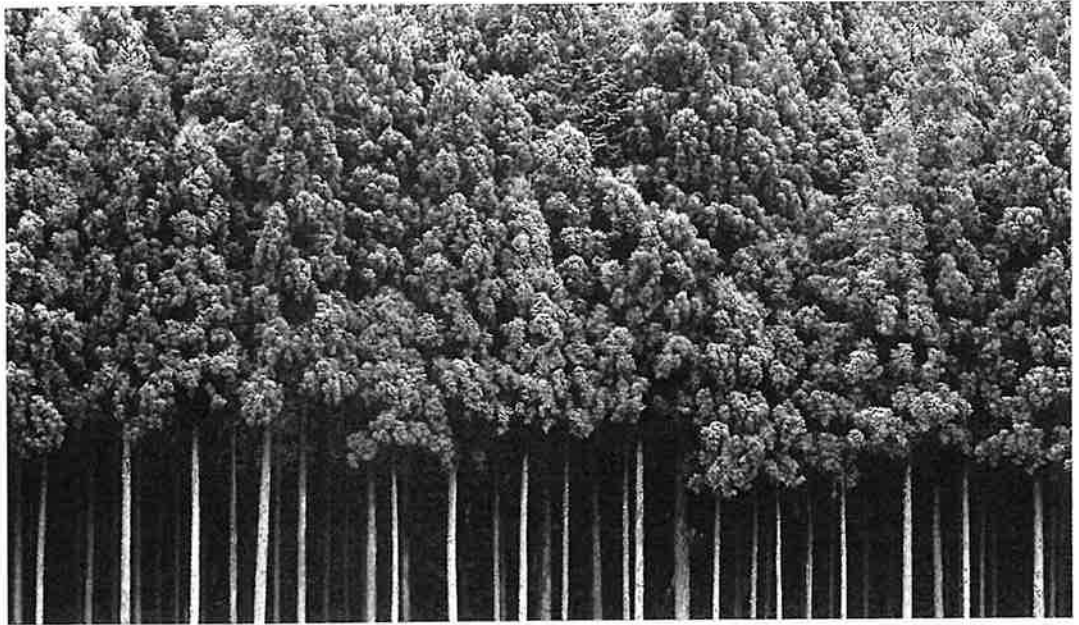
病気の予防・健康づくりもしかり。2018 年度から後期高齢者支援金の加算・減算制度が見直され、具

体的にウォーキングやジョギングなど予防・健康づくりへのインセンティブも示された。厚労省による保健指導の新たな選択肢としての「宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム」からは農山村地域の宿泊・観光施設に光が当たる。自然の活用さらには健康的な食事メニュー考案、医療施設との連携など新たな宿泊スタイル、顧客層を開拓できるからだ。「森林セラピー」や「クアオルト」などの流れも加速させそう。人生 100 年時代に対応して医療・介護予防・住まい・生活支援などの包括的支援体制である「地域包括ケアシステム」でも地域に根ざした運動、栄養、保健サービス等のヘルスケア産業の育成が目指されている。ここでも森林空間を利用した活動は潜在的な可能性があるともみていだろう。

子どものためにもっと森林の活用を

森林空間の利用で注目されるのが、子どもたちの体験学習だ。小学生の頃の自然の中での遊びが「自己肯定感」を高め、「へこたれない力」や「意欲」「コミュニケーション力」を育むという。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部は、「子どもの農山漁村体験」プロジェクトを打ち出し、2024 年度には小学生 65 万人、中学生 75 万人、高校生 30 万人が農山漁村体験を実施するという数値目標まで定めている。

確かに子どものために森林はもっと推奨されている。ドイツでは約 1,500 の“森の幼稚園”が設立され、韓国でも国有林内に認可園が使用できる拠点として“幼児森林体験園”が 800 ほど認定されている。世界的に森林などの自然環境を基盤にした幼児教育への関



心は高まりをみせているのだ。むしろ、国土の7割を占める森林国ニッポンのほうが遅れをとっていると言わざるを得ない。自然環境のなかでの子育ての高まりは、地方への移住やセカンドハウス需要にもつながる可能性だってある。

旅行だってそうだ。いま、健康志向の高まりは健康になる旅行、つまり“ヘルスツーリズム”が注目されており、都市部でのコンサート、ヨガなども森へと移る傾向が出てきている。

巨大なポテンシャル秘める森林

森林環境の持つポテンシャルは限りない。これまで林業・木材に関わる産業の市場規模は林業・木材産業の関連3兆円に建設業を加えて96兆円とされるが、これに医療・福祉、教育、観光・旅行など森林空間利用の高付加価値の複合的関連サービスを加えると142兆円の巨大市場になるとの試算もある。

もとよりその潜在的価値を十分に発揮させるためには、関連産業や自治体などを巻き込んだ価値創生のためのプラットフォームづくり、さらには安心・安全のハード・ソフト整備、そして人材の育成・確保など取り組むべき課題は山積しており、対応が求められるのは言うまでもない。

折しも、今年度から森林環境税、森林環境譲与税が

スタート、都市部にも森林関連事業の財源がもたらされる。森林から得られる様々なサービスをビジネス化する動きの出てくることを期待したい。山と都市の交流も進めたい。タワーマンションに住む都市住民にも森林の国ニッポンを認識させる舞台が整ってきたということでもある。

山林都市の夢も広がる？

もう100年ほど前になるだろう。イギリスのエベネザー・ハワードが田園都市構想を提唱し、日本の都市計画、建築にも影響を与えた。一方で、日本は平地が少なく、急峻な山地が多いのだからユートピアとしての“山林都市（フォレスト・シティ）”を建設すべし、と訴えたのが都市計画家の黒谷了太郎。それからもう90年以上が経つが実際には、山林都市は1か所も実現していない。森林サービス産業化が唱えられるいま、環境保護など十分に意識しながら森の国ならではの世界に誇るフォレストシティが生まれたら——の夢を描くのは無謀だろうか。

日本人にとって森は太古の時代から神の宿る場所だ。神の怒りをかわず、神の加護が得られる新たな森づくりができたかと想う。森は永遠の生命をやどす神性を持つことを我々、日本人は感得しているはずなのだから。

建基法改正で木造建築に追い風

ハウジングトリビューン記者 沖永 篤郎



木造建築への強い追い風となる「建築基準法の一部を改正する法律」が2019年6月25日、全面施行された。住宅設計に携わる事業者にとってのメリットが多い改正建基法だが、ここでは木造建築に関わる部分だけを取り上げ、解説してみる。

準防火地域で準耐火建築も建蔽率10%緩和

今回の建築基準法の改正では、「建築物・市街地の安全性の確保」を柱の一つに位置づけ、「防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和」することを盛り込んだ。

これまで、市街地の中心部にあたる防火地域内の耐火建築物について、建蔽率を10%緩和するインセンティブが与えられていたが、建基法改正により、防火地域の周辺の住宅地に指定される準防火地域内の耐火建築物、準耐火建築物にまで対象を拡大する。建蔽率10%緩和のインセンティブ付与の対象を拡大することで、既存不適格建築物が密集する準防火地域において、耐火性能の高い建築物へと建て替えや改修を促していきたい考えだ。

これは、住宅設計に携わる事業者に、特に大きな影響を及ぼす可能性がある改正ポイントの一つだ。建基法改正を検討する国の委員会、ワーキンググループなどに携わる、桜設計集団の安井昇代表は、「準防火地域において、2階建て住宅を、これまでの基準を満たす防火構造で建てていた事業者が、耐火性能をワンランク上げて準耐火構造で建てることで、建蔽率が

10%緩和される。準耐火構造へと耐火性能を上げるためには、手間が増えると考える事業者は多いかもしれないが、既に防火構造で、準耐火構造に近いものを建てているため、あとは、内装の下地材として使用している石こうボードの厚み、種類を変えるだけで、簡単に準耐火構造とすることができ、建蔽率10%緩和のメリットを受けられる」と指摘する。

住宅からの用途変更がしやすく 耐火要件見直し、確認申請も不要

改正建基法の施行により「戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制が合理化されること」も住宅設計に携わる事業者にとってメリットは大きい。

これまで物販店や飲食店、簡易宿所やシェアハウスなどの特殊建築物の用途を3階以上の階に設ける場合には、建築物全体を耐火建築などにする必要があった。対して、今回の法改正により、延べ面積200㎡未満かつ3階建て以下の建物については、万が一、建物内で火災が発生しても、在館者が火災に早く気づいて安全に逃げられるように、階段室を簡易区画するなど、必要な措置を講じることで、耐火建築にすることを不要とする。

また、戸建住宅ストックのうち約9割が200㎡以下であること考慮し、用途変更の確認申請が必要な規模が100㎡以下から200㎡以下に見直された。

改修・リノベーションに関する法規に詳しい建築再構成企画の佐久間悠代表は、「『3階建て200㎡以下物件の耐火要件の見直し』、『用途変更の確認申請が必要となる規模の見直し』、この2つの法改正により、小規模な建築物から、特殊建築物への用途変更が、ほとんど大きな工事や調査を必要とせず、確認申請も不要で行えるようになり、仕事を進めやすくなる」と説明する。

現状では、低層住宅の大半が木造で建てられているの



NPO法人teamTimberizeが描く未来の都市木造(CLT HOUSING)のイメージ。今回の法改正が布石となり、さらに木造建築の法規制の合理化が進む可能性もありそうだ

に対して、低層非住宅のほとんどは、耐火要件が厳しいゆえに鉄骨造（S造）で建てられている。今回の建基法改正により、住宅から用途変更がしやすくなることで、木造のまま用途変更されるケースが増えていきそうだ。

準耐火構造+ α の措置で 耐火建築物とニアリーイコール

今回の建基法の改正では、「木造建築物等にかかわる制限の合理化」も大きな柱の一つとして位置づけられた。建基法では、高さ制限や面積制限にかかわる法21条、用途制限にかかわる法27条、防火地域・準防火地域の制限にかかわる法61条により、耐火要件を定めている。これまでは、この3つの法律が求める要件のいずれか1つでも該当する建築物は、一律、仕様規定により耐火建築物とすることが求められた。

対して今回の法改正では、法21条、法27条、法61条を性能規定化し要求性能を明確にして耐火建築物と同等の性能を持つ、準耐火構造などの建築物を、耐火建築物とニアリーイコールとして、建てられるようにする。具体的には、細かな防火区画や、消防力なども評価し、倒壊を抑制する措置を施した準耐火構造や、既存の45分、60分の準耐火構造を上回る75分、90分の準耐火構造などを新たに設定した。

中でも、今回の法改正で実現できるようになった「防火地域の3階建て以下、延べ床面積200㎡未満の建築物を、準耐火構造で建てられること」は、住宅設計に携わる事業者にとって、大きな影響をもたらす可能性がある。

これまで、防火地域で、3階建て以下、延べ床面積200㎡未満の建築物を建てるには、耐火構造以外に選択肢はなく、木造は、主要構造部に厚さ21mmの強化石膏ボードを2枚貼るなどして耐火構造とすることが求められた。対して、法改正により、軒裏、外壁、開口部といった躯体外周の耐火性能を高めることで、建物内部の制限を緩和し、45分準耐火構造で建てられるようにした。厚さ15mmの石膏ボード1枚の被覆で対応できるようになり、施工の手間を大幅に軽減できる。また、建物内部の梁や柱に、燃えしろ設計の構造材を使用して45分準耐火とすることも可能で、木材を現しにして建物内部の木質化を図りやすくなる。

ただ、いくら躯体外周部の耐火性能を高めても、外壁開口部の耐火性能が劣れば、そこから火が入り燃え抜けてしまう。そこで、開口部に関する面積制限がセットで強化されている。

中大規模木造がより建てやすく 準耐火構造+ α で4階以上も

改正建基法には、「木造建築物等にかかわる制限の合理化」の一環として「耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し」も盛り込まれており、中大規模木造建築の普及に向けても強力な推進力となることが期待されている。

これまでは、防火地域・準防火地域以外の地域において、高さ13m、軒高9mを超える木造建築物については、火災時の倒壊による周囲への影響を防止する観点から、耐火構造が義務づけられていた。だが、木造で耐火構造を実現しようとすると厚みを確保した防火被覆が必要となり、設計上の大きな制約が生じる。このため、改正建基法では、収納可燃物が多い倉庫・車庫を除き、高さ16m以下、地上3階以下の建築物については、耐火構造の義務付け規制対象から外す。

また、高さ16m超、地上4階以上の建築についても、準耐火構造+ α の措置で実現できるよう基準を見直した。そのために、75分準耐火、90分準耐火や、30分の遮炎性能を持たせた防火設備などを組み合わせて用いる、新しい設計の考え方が改正建築基準法、そして建築基準法施行令で示されている。だが、具体的にどのように実現するのか、仕様規定や計算法などを示す告示については、今回の改正建基法の全面施行のタイミングで、公表が間に合っていないものも多く、順次、耐火性能に関する実験などを踏まえ、公表される予定だ。

都市木造を推進する、アトリエ秀の高橋隆博代表取締役は、「建基法改正により、木造建築に追い風が吹くが、木の使い方の作法を間違えれば、木造に対する負のイメージが広がりかねない。メンテナンスの仕組みも確立していく必要がある。また、木の特性を生かして、可変性を持つ木造建築といった強みを打ち出せれば、本格的なストック時代を迎える中で、木造優位の流れをさらに加速させていけるのではないか」と見る。

「日本の森林・林業の再生に貢献しよう」

—ようこそ、日本林政ジャーナリストの会へ—

日本林政ジャーナリストの会は1979年（昭和54年）2月に設立。当時、日本の森林は危機的な状況にあった。山村の過疎化と木材価格の下落で林業経営は停滞、全国各地で手入れの行き届かない荒れた森林が目立つようになった。このため、報道を通じて林業に対する理解と森林を守り育てる機運を高めようと、当時の農林水産省を拠点にした一般紙と専門紙の記者クラブに所属する現役のジャーナリストが中心となり日本林政ジャーナリストの会がスタートした。

日本の森林・林業は厳しい経営環境が現在もなお続いているが、国土面積の68%、2,500万haが森林であり、貴重な飲み水を生み出す資源としての森林、災害から人々の生命や財産を守る国土保全としての役割、健康・保健機能として注目される森林レクリエーション、人の心を癒す森林セラピーなど、森林の多面的機能が今、国民の大きな関心を集め、その持続的な発展が求められている。また、自然の生態系に深刻な影響が指摘される温室効果ガス（CO₂=二酸化炭素）による地球の温暖化を防止する「救世主」としての森林に、人類の切実な希望が託されている。さらには石炭や石油に替わる代替エネルギーとして期待される木質バイオマス発電、新建材CLT（直交集成板）による木造の中高層建築普及の可能性など、夢の未来も広がっている。

植林、育樹、伐採、加工、流通という従来の経済、産業としての森林・林業という視点に加え、国土保全などの公益的機能や人間の内面的な幸せをもたらす文化・文明的側面・ライフスタイルにも視野を広げたジャーナリスト活動をさらに発展させていきたいと願っている。

当会は、内外の森林・林業・山村に関する調査、研究、機関誌「林政ジャーナル」の発行、毎月1回の間隔で学者や官僚、業界関係者などを招き、東京・霞が関の農林水産省の会議室を会場に定例研究会を、年間2回程度の現地研究会、共同研究という形の現地視察などを実施している。こうした活動にあなたも参加して日本の森林・林業の再生と盛況に貢献してみませんか。当会は森林・林業・山村に関心を持つジャーナリストを中心に組織。個人の資格でも入会は可能。現在、正会員（個人）と賛助会員（林業団体）とを合わせ全体で50人（団体）を擁している。ご入会を心から歓迎したい。

2019年6月

日本林政ジャーナリストの会・会長 上松 寛茂

日本林政ジャーナリストの会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル 日本林業協会内
TEL 090-5541-6891 FAX 048-771-3554